禁転載複製
当日配付
試験終了後公開

D19　D20

「中央職業能力開発協会編」

令和７年度 技能検定
３級 鉄筋施工 学科試験問題
(鉄筋施工図作成作業)
(鉄筋組立て作業)

1. 試験時間　１時間
2. 問題数　30題
3. 注意事項
   (1)　係員の指示があるまで、この表紙はあけないでください。
   (2)　答案用紙(真偽法用)に検定職種名、作業名、級別、受検番号、氏名を必ず記入してください。
   (3)　係員の指示に従って、問題数を確かめてください。それらに異常がある場合は、黙って手を挙げてください。
   (4)　試験開始の合図で始めてください。
   (5)　解答の方法(真偽法)は次のとおりです。
   イ.　一つ一つの問題の内容が正しいか、誤っているかを判断して解答してください。
   ロ.　答案用紙(マークシート用紙)へ解答する際は、答案用紙に記載されている注意事項に従ってください。
   ハ.　答案用紙の解答欄は、試験問題の題数に応じて解答してください。解答欄は100題まで解答できるようになっています。
   (6)　電子式卓上計算機その他これと同等の機能を有するものは、使用してはいけません。
   (7)　携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等は、使用してはいけません。
   (8)　試験中、質問があるときは、黙って手を挙げてください。ただし、試験問題の内容、漢字の読み方等に関する質問にはお答えできません。
   (9)　試験終了時刻前に解答ができあがった場合は、黙って手を挙げて、係員の指示に従ってください。
   (10)　試験中に手洗いに立ちたいときは、黙って手を挙げて、係員の指示に従ってください。
   (11)　試験終了の合図があったら、筆記用具を置き、係員の指示に従ってください。

1　鉄筋コンクリート造は、一般に、鉄骨鉄筋コンクリート造よりも大きいスパンの建築物に適している。

2　鉄筋コンクリート構造は、圧縮力に強い鉄筋の性質を生かした構造である。

3　木造建築物の構造材には、一般に、広葉樹が使用される。

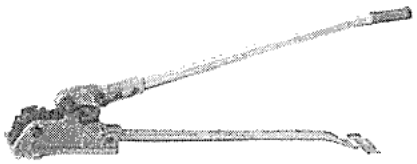
4　火打ちとは、直交する水平部材を補強するための斜材をいう。

5　次図は、片持ち梁を表している。



6　積雪の多い地域における建築物に働く長期荷重は、固定荷重と積載荷重の和である。

7　次の工具は、鉄筋の切断や曲げ加工に使用するものである。



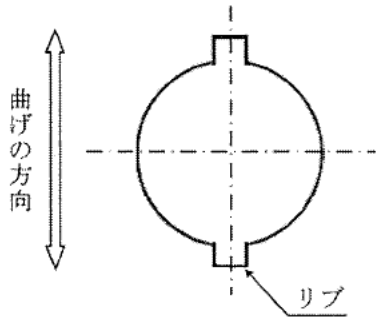
8　次の工具は、「ハッカー」、「手バッカー」と呼ばれている。



9　鉄筋の切断や折曲げなどの加工は、加熱して行う。

10　日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS)によれば、鉄筋のフックの余長は、折曲げ角度によって変えなければならない。

11　異形鉄筋を折り曲げる場合は、次図のようにリブに対して直角に折り曲げる。



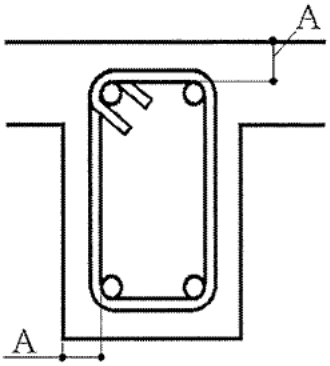
12　鉄筋の重ね継手及び定着長さは、コンクリートの設計基準強度、鉄筋の種類及びフックの有無によって異なる。

13　片持ちスラブの配筋において、引張鉄筋は、下端に配筋する。

14　鉄筋の定着とは、鉄筋の引抜けを防ぐために、一方の部材の鉄筋を延長して他方の部材に埋め込むことをいう。

15　鉄筋のかぶり厚さは、施工する部位によって異なる。

16　鉄筋のかぶり厚さとは、次の断面図のA部が示す厚さのことをいう。



17　鉄骨工事部材の接合方法には、ボルト接合と溶接接合がある。

18　コールドジョイントとは、コンクリートの打継ぎ部分に生じた一体化していない継目のことをいう。

19　日本産業規格(JIS)によれば、異形棒鋼の種類の記号「SD345」の345は、引張強さ(N/mm^2)の下限値を表している。

20　鉄筋の納入において、鋼材メーカーが発行するミルシートには、鋼材の化学成分などが記載されている。

21　コンクリートは、セメント、水及び細骨材(砂)を練り混ぜたものである。

22　パイプサポート及びフォームタイは、型枠工事で使用するものである。

23　日本産業規格(JIS)の建築製図通則によれば、次図は、鉄骨を表す材料構造表示記号である。



24　日本産業規格(JIS)の建築製図通則によれば、次図は、引違い戸を表す平面表示記号である。



25　日本産業規格(JIS)の建築製図通則によれば、描画する線には、太さや種類が決められている。

26　コンクリート施工図において、大梁は、一般に、「W」と表記される。

27　労働安全衛生法関係法令によれば、労働者は、労働災害を防止するための必要事項を守ることと定められている。

28　労働安全衛生法関係法令によれば、つり上げ荷重が5トンのクレーンの運転は、原則として、クレーン・デリック運転士免許を受けた者でなければ行ってはならない。

29　労働安全衛生法関係法令によれば、アーク溶接等の業務に関する特別教育を受けた者でなければ、アーク溶接等の業務につくことができない。

30　労働安全衛生法関係法令によれば、労働者は、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならないと規定されている。